

議案第14号

令和6年度長野市下水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和6年度長野市下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 排水件数	170,100件
(2) 年間総排水量	41,604,000m ³
(3) 一日平均排水量	113,984m ³
(4) 主要な建設改良事業	
下水道管改良事業	245,027千円
公共下水道事業	3,665,586千円
流域関連公共下水道事業	1,426,267千円
流域下水道事業	253,094千円
特定環境保全公共下水道事業	358,154千円
農業集落排水事業	181,165千円
戸別浄化槽事業	31,652千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収		入
第1款	下水道事業収益	14,415,200千円
第1項	営業収益	7,737,677千円
第2項	営業外収益	6,115,876千円
第3項	特別利益	561,647千円
支		出
第1款	下水道事業費用	13,370,700千円
第1項	営業費用	11,416,364千円
第2項	営業外費用	1,413,408千円
第3項	特別損失	540,928千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額6,144,400千円は、過年度分損益勘定留保資金

1,486,488千円、当年度分損益勘定留保資金3,628,248千円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額288,978千円並びに繰越利益剰余金処分額740,686千円で補填するものとする。)

収 入

第1款 資本的収入	6,716,100千円
第1項 企業債	3,617,900千円
第2項 国庫補助金	1,677,055千円
第3項 工事負担金	119,896千円
第4項 受益者負担金	32,252千円
第5項 他会計負担金	1,268,996千円
第6項 固定資産売却代金	1千円

支 出

第1款 資本的支出	12,860,500千円
第1項 建設改良費	6,454,948千円
第2項 企業債償還金	6,400,452千円
第3項 国庫補助金返還金	5,100千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
令和6年度融資分排水設備設置資金利子補給金	令和7年度から 令和11年度まで	1,400千円
料金徴収事務委託事業費	令和7年度から 令和11年度まで	877,800千円
農業集落排水処理施設及び戸別浄化槽維持管理業務委託事業費	令和7年度	78,000千円
令和6年度東部終末処理場再構築事業費	令和7年度	232,000千円
東部浄化センター機械濃縮棟常圧浮上装置整備事業費	令和7年度	41,000千円
東部浄化センター送風機棟送風機整備事業費	令和7年度	104,700千円
川中島幹線関連下水道新設事業費	令和7年度	36,000千円
令和6年度豊岡浄化センター再構築事業費	令和7年度	816,000千円
財又橋関連下水道布設替事業費	令和7年度	11,400千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
下水道事業費	3,617,900千円	普通貸借又は債券発行。ただし、債券発行の細目については市長が定める。	年5.0%以内ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率	公的資金については、その融通条件により、民間等資金の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、財政その他の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、2,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用と営業外費用（消費税及び地方消費税に限る。）

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 640,442千円

(2) 交際費 50千円

(他会計からの補助金)

第10条 事業費用及び資本的支出に充当のため一般会計からこの会計へ補助等を受ける金額は、4,120,800千円である。

(利益剰余金の処分)

第11条 繰越利益剰余金のうち740,686千円は、次のとおり処分するものと定める。

(1) 減債積立金 740,686千円

(重要な資産の取得)

第12条 重要な資産の取得は、次のとおりとする。

種 類	名 称	数 量
水質検査器具	誘導結合プラズマ発光分光分析装置	1台

令和6年2月21日提出

長野市長 荻原健司